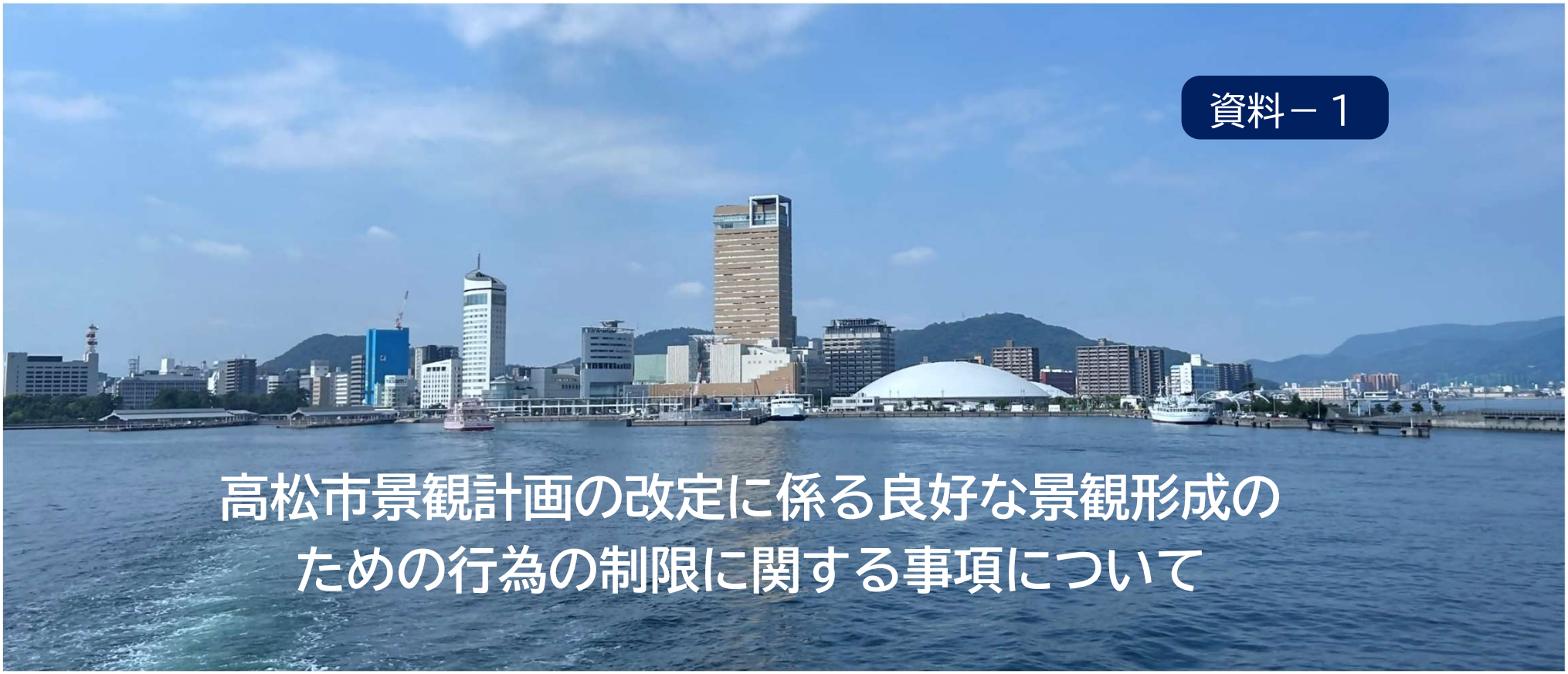

資料－１

高松市景観計画の改定に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

令和７年度　第１回　高松市美しいまちづくり・景観審議会

令和７年８月４日（月）
高　松　市　都　市　計　画　課

1　前回の振り返り

美しいまちづくり（景観形成）の目標像

「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる　美しい世界都市　高松」

方針１　気品と活力を感じさせる、瀬戸内海に拓かれた、**未来に躍動する世界都市**をつくる
方針２　秩序の中に潤いと快適さを感じさせるまちをつくる
方針３　人々の営みとともにある讃岐の歴史・文化の息づく景観を育む
方針４　恵み豊かな海、山、川の自然とともに生きる
方針５　多様な主体による総合力で美しいまちをつくる
方針６　昼と夜の異なる顔で、景観を二度味わえるまちをつくる

独創・世界・未来の３つの指向の考えを取入れ、昼夜ともに世界から選ばれ、市民のシビックプライドの醸成に寄与する景観づくりを目指す

区域区分（景観形成重点地区）
栗林公園周辺
仏生山歴史街道
都市軸沿道（11・193 号等）
屋島
讃岐国分寺跡周辺
サンポート高松周辺
玉藻公園周辺

追加

×

高松市中心部
夜間景観ガイドライン
の策定

1　前回の振り返り

■サンポート高松周辺重点地区

景観像

ドラマチックな出会いと交流のある海の都・高松

■玉藻公園周辺重点地区

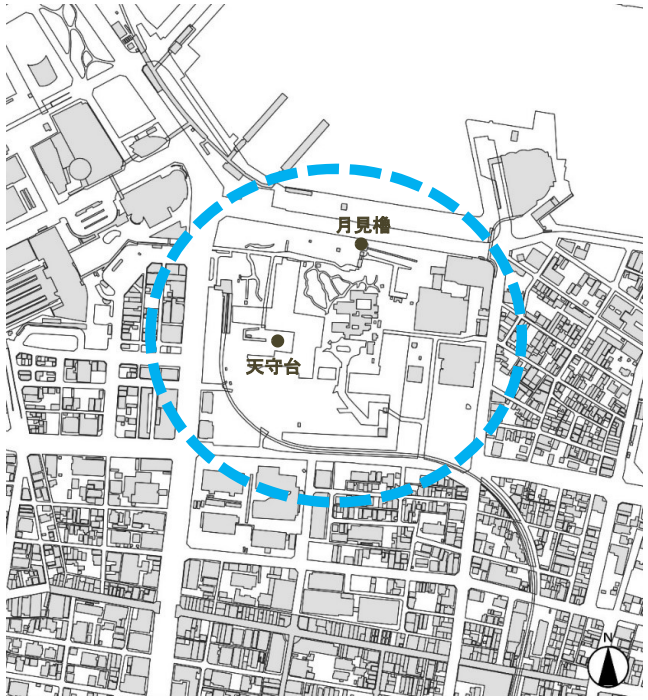

景観像

海城の面影を今も残す市民が誇りを感じる景観

1　前回の振り返り

景観計画	
序章	景観計画策定の背景と目的
第１章	景観計画区域
第２章	目標及び基本方針
第３章	良好な景観形成に関する方針
第４章	**良好な景観形成のための行為の制限に関する事項**
第５章	景観重要建造物・樹木の指定方針
第６章	その他景観形成に必要な事項
第７章	協働による景観形成の仕組みと体制

今回は、景観形成重点地区の区域についての具体案が景観計画における良好な景観形成のための行為の制限に関する事項のうち、特に屋外広告物に係る規制内容について方向性を定めたい

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

■サンポート高松周辺重点地区

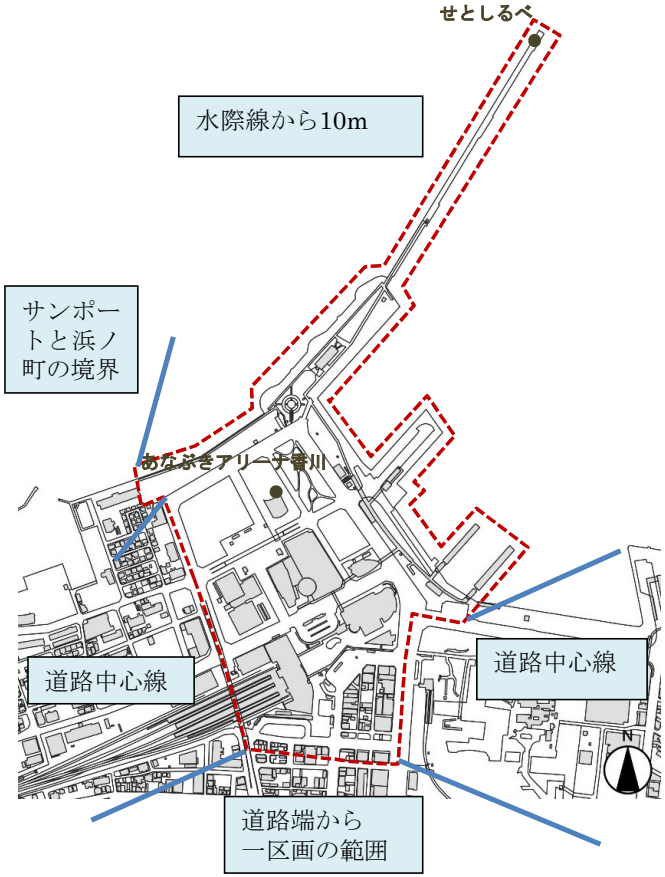

■玉藻公園周辺重点地区

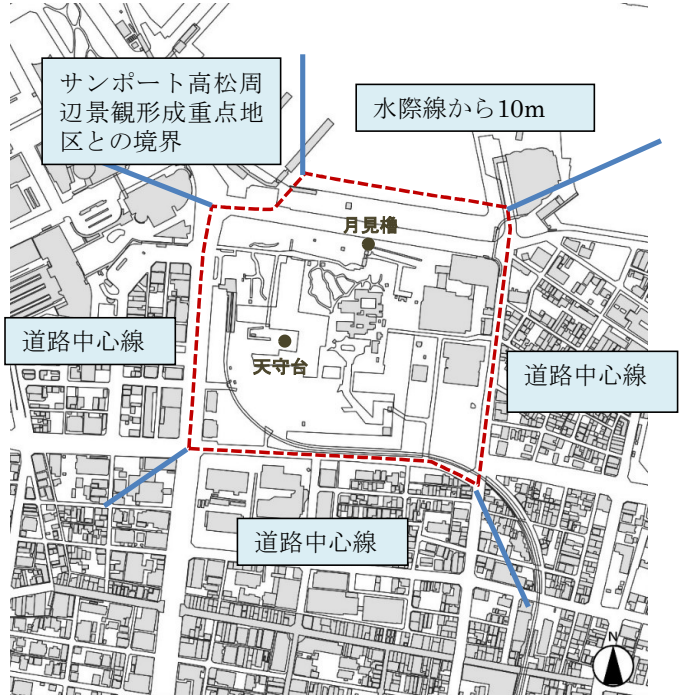

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

今回追加する２つの重点地区について、既存枠組みの地域区分で検討

地域区分	自家用広告物	一般広告物	一般広告物（案内用）
第１種禁止地域 風致地区や文化財保護法等の適用を受ける地域（史跡天然記念物「屋島」の区域において、 用途地域が指定されている区域を除く。）	可 色彩	不可	不可
第２種禁止地域 4車線以上の道路が交差する交差点から30mの範囲（商業地域は除く。）	可 色彩	不可	不可
第１種許可地域 景観形成重点地区のうち、屋島の指定区域（第1種禁止地域に指定されている区域を除く。）	可 色彩	不可	可 色彩
第２種許可地域 都市計画区域外、都市計画区域内の用途白地地域及び景観形成重点地区のうち、仏生山歴史街道、都市軸沿道（11・193号等）（C地区）及び讃岐国分寺跡周辺の指定区域	可 色彩	可 色彩	可 色彩
第３種許可地域 都市計画区域内において住居系の用途地域が指定されている地域（第1種、第2種、第4種許可地域の区域を除く。）	可	可	可 色彩
第４種許可地域 景観形成重点地区のうち、都市軸沿道（11・193号等）（A地区、B地区）、栗林公園周辺の指定区域	可 色彩	可 色彩	可 色彩
第５種許可地域 都市計画区域内において商業・工業系の用途地域が指定されている地域（第1種、 第2種、第4種許可地域の区域を除く。） ※現在、サンポート高松周辺及び玉藻公園周辺はこちらに含まれます	可	可	可 色彩

上にいくほど
規制が厳しい

色彩・・・色彩規制あり　　色彩・・・一部色彩規制あり

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

◎サンポート高松周辺では、一定の規模を超えた広告物に色彩規制を導入することで、
市の顔としての品格と秩序を保つ
◎玉藻公園周辺では、通常の一般広告物を制限し、玉藻公園周辺の品格と秩序を保つ

サンポート
高松周辺
第5種許可地域
↓
第4種許可地域

玉藻公園周辺
第5種許可地域
↓
第1種許可地域

区分		広告板		屋上広告		壁面広告	
		自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物
許可地域	第1種	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：12m以下 色彩	面積：5㎡(1面2.5㎡)以下 高さ：3m以下 相互間距離：5m以上 案内用広告物であること 色彩	面積：200㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 色彩	表示・設置禁止	面積：1面30㎡以下 壁面の1/2以下 色彩	面積：1面2.5㎡以下 壁面の1/2以下 高さ：12m以下 相互間距離：5m以上 案内用広告物であること 色彩
	第4種	面積：50㎡(1面25㎡)以下 高さ：15m以下 高速 栗林 色彩	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用を除く) 栗林 色彩	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速 栗林 色彩	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速 栗林 色彩	面積：1面50㎡以下 壁面の1/2以下 高速 栗林 色彩	面積：1面50㎡以下 壁面の1/2以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速 栗林 色彩
	第5種	面積：50㎡(1面25㎡)以下 高さ：15m以下 高速	面積：30㎡(1面15㎡)以下 高さ：5m以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用を除く)	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 高速	面積：400㎡以下 高さ：建築物の高さの2/3以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速	面積：1面50㎡以下 壁面の1/2以下 高速	面積：1面50㎡以下 壁面の1/2以下 相互間距離：5m以上 交差点離隔：30m以上(商業地域・案内用・下端15m以上を除く) 高速

サンポート高松周辺における市の顔として、また、玉藻公園周辺の品格と秩序を保つため、更なる上乗せ基準の必要性について検討

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

サンポート高松周辺の現状において、大型となる傾向の強い屋上広告物が４件、視覚・聴覚に激しく訴える傾向のデジタルサイネージが３件設置されている

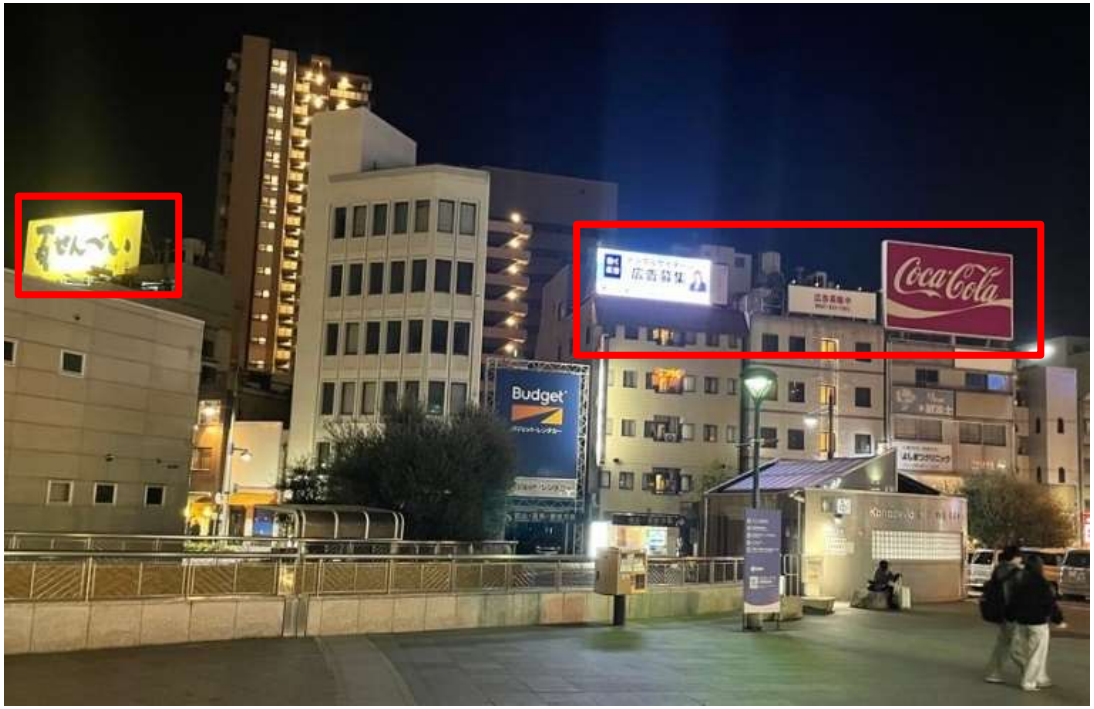

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

商業地における屋上広告物・デジタルサイネージの規制例について

自治体名	大阪市	吹田市
地区・区域	重点届出区域	景観形成地区
地区・区域名	御堂筋地区長堀通以南	山田駅周辺地区
屋上広告物	・表示内容の制限（氏名、名称、商標等に限る） ・色彩の制限（建物の外壁の地色に揃えるなど）など建物と一体となったデザイン ・文字の大きさの制限（2m以内など） ・高さの制限（4m以下かつ建物の1/5以下） ・外照式の照明	・屋上広告の掲出禁止
デジタルサイネージ LED照明　等	【デジタルサイネージ】 ・設置位置の制限（1階に限定） ・設置形態は、壁面及び自立 ・表示面積の制限（1か所2㎡以下、総量5㎡以下など）長堀通以南のみ5㎡ ・快適な街路景観創出のための基準（形状、通行妨害、相互距離の指定など） ・周辺への影響を抑える基準（輝度、彩度、静止画の切り替え、音声不可など） ・コンテンツの基準（自家用広告物に限定、公益情報の割合の指定など 【照明】 ・点滅又は回転等の禁止	【映像装置等】 ・掲出禁止 【照明】 ・周辺環境に配慮した輝度 ・照明対象範囲外に光が照射されないように留意 ・外照式（良質な夜間景観を演出するものを除く） ・表示に動きのあるもの、点滅するもの、色が変化するものの禁止（良質な夜間景観を演出するものを除く）

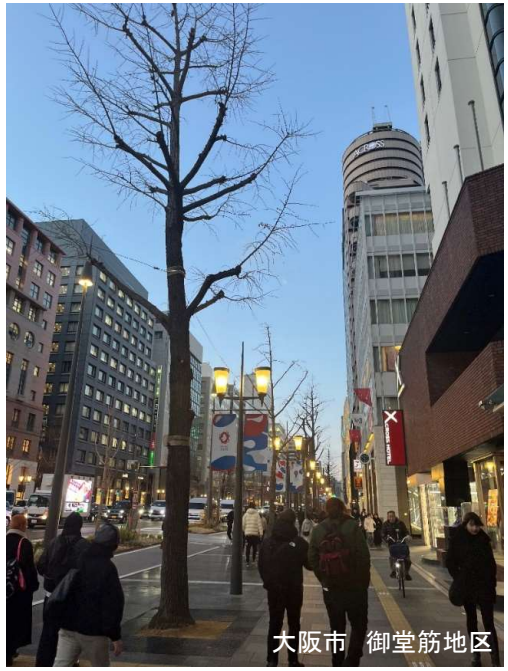
大阪市　御堂筋地区

一般的に、歴史的建造物や景観重要公共施設周辺においては、屋外広告物等の規制が厳しい反面、商業地では緩やかな傾向となっているが、商業地においても規制を厳しくしている都市がある

【議事１】良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について

本市の顔となるサンポート高松及び玉藻公園周辺という
駅前・商業地と歴史的資源が隣接する地域
における屋外広告物の規制の在り方

地域区分の変更

＋

上乗せ基準